

豊中市千里中央地区再整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市機能の整備を緊急かつ重点的に進める都市再生緊急整備地域に立地する千里中央駅周辺において再整備事業を進める上で影響している建設費の高騰を支援するために市が予算の範囲内でこれに要する費用の一部を補助することに関し、豊中市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 対象事業を整備する民間事業者ならびに土地及び建設される建築物の所有権等を有するものをいう。

(対象地域)

第3条 この要綱に基づく対象区域は、都市再生特別措置法（平成14年6月1日施行）に基づく千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備地域とする。

(対象事業)

第4条 この要綱による補助金の対象事業は、次の各号のいずれかに該当する施設を、令和15年（2033年）3月31日までに新築、完了する事業とする。ただし、当該施設において、千里中央駅周辺地域都市再生安全確保計画に定める「退避施設」を1,000㎡以上設けるものに限る。

- (1) 「商業」機能の施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）2条1項4号の規定による延床面積が20,000㎡以上のものに限る。）
- (2) 「業務」機能の施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第2条1項4号の規定による延

床面積が3,000㎡以上のものに限る。)

(3)「宿泊」機能の施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第2条1項4号の規定による延床面積が7,000㎡以上のものに限る。)

2 前項に規定する対象事業を整備する場合、次の各号のいずれかに該当するものを対象事業に加えることができる。

(1)子育て支援機能

こども園やこどもの居場所づくり等の整備のうち市長が認める事業

(2)働き方対策機能

インキュベーション施設やシェアオフィス等の整備のうち市長が認める事業

(3)図書館機能

地域交流が図るまちライブラリー等の整備のうち市長が認める事業

(4)医療機能

健康づくりに資する施設等の整備のうち市長が認める事業

(5)交通対策機能

一般車乗降場、地区の回遊性向上や地区内自動車交通の負荷低減につながる施設等の整備のうち市長が認める事業

(補助金の対象経費)

第5条 この要綱で定める補助金の対象経費は、対象事業に係る部分の建築物の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）とする。

2 対象経費の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てる。

(補助金の金額)

第6条 補助金の額は、第4条第1項に規定する対象事業のうち対象経費の総額に100分の6を乗じた金額又は25億円

（補助対象事業に第4条第1項第3号に規定する施設の新築事業を含む場合にあっては30億円）のいずれか低い額とする。ただし、第4条第2項各号に規定する対象事業を加える場合、加える対象事業の前条第2項に規定する対象経費の総額に100分の50を乗じた金額又は5億円のいずれか低い額を補助金の額に追加することができる。

- 2 前項の補助金の支払う時期や支払回数等については、市長と協議のうえ定める。

（事前協議）

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下、「申込者」という。）は、次に掲げる事項を付して事前協議書を提出し、事業着手より前に市長と協議をしなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 全体事業スケジュール
- (3) 交付申込額の算出方法等の分かる書類
- (4) 市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項に規定する事前協議により必要事項を指示し、内容を変更させることができる。

- 3 市長は、第1項に規定する事前協議により事業内容等を審査し、補助する必要があると認めたときは、豊中市千里中央地区再整備事業補助金事前協議終了通知書により申込者に通知する。

（交付申込み）

第8条 申込者は、豊中市千里中央地区再整備事業補助金交付申込書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容がこの要綱及び関係する法令等の適合の可否を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をし、豊中市千里中央地区再整備事業補助金交付決定通知書又は豊中市千里中央地区再整備事業補助金不交付決定通知書により申込者に通知する。

- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合、必要な条件を付すことができる。

(交付申込みの取下げ)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた申込者（以下、「交付対象者」という。）は、やむをえない理由により補助金の交付の申込みを取り下げるときは、通知を受けた日から対象事業の竣工までの期間に、豊中市千里中央地区再整備事業補助金交付申込取下書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する豊中市千里中央地区再整備事業補助金交付申込取下書の提出あったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(対象事業の着手)

第10条 交付対象者は、対象事業の事業着手より前に、豊中市千里中央地区再整備事業補助金着手届を市長に届け出なければならない。

(対象事業の内容の変更等)

第11条 交付対象者は、対象事業の内容を変更しようとするときは、事前に豊中市千里中央地区再整備事業補助金内容変更申込書により市長に申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、第8条第2項の「前項の申込書」を「第11条第1項の申込書」に読み替え同項の規定を準用する。
- 3 市長は、前2項の規定による変更を決定したときは、千里中央地区再整備事業補助金交付決定変更通知書により交付対象者に通知するものとする。

(対象事業の中止)

第12条 交付対象者は、補助金の交付決定を受けた後に、対象事業を中止しようとするときは、豊中市千里中央地区再整備事業補助金中止届により市長に届け出なければならない。

ならない。

- 2 前項に規定する豊中市千里中央地区再整備事業補助金中止届の提出あったときは、当該補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(対象事業の完了)

- 第13条 交付対象者が対象事業を完了したときは、豊中市千里中央地区再整備事業補助金完了届により市長に届け出なければならない。

(補助金の請求)

- 第14条 交付対象者は、市長が別に定める日までに、補助金交付請求書により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(対象事業の遂行状況の報告)

- 第15条 市長は、適時、対象事業の進捗状況等について、交付対象者に報告を求めることができる。

(対象事業の遂行命令等)

- 第16条 市長は、交付対象者が本要綱の規定に違反しているとき又はそのおそれがあると認めるときは、交付対象者に報告を求め、必要と認めるときは本要綱の規定に従って対象事業を遂行するよう命じることができる。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、交付対象者が補助金を他の用途に流用し又はこの要綱、補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他関係法令等若しくはこれに基づく市長の命令に違反したときは、前条の手続中であっても当該補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
- 2 前項のほか、市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による取消しを決定したときは、千里中央地区再整備事業補助金交付決定取消通知書により当該交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、当該交付対象者に対し期間を定めて補助金の返還を命じることができる。

2 前項の場合において、市が損害を被った場合は、市長は、交付対象者に損害賠償を請求することができる。

(他事業との併用)

第19条 交付対象者は、他の公的融資又は補助をあわせて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(関係法令等の遵守)

第20条 交付対象者は、関係する法令等を遵守するとともに、当該敷地内で公共事業が実施又は予定されている場合は、その所管部署と十分協議しなければならない。

(補助金対象事業者の責務)

第21条 交付対象者は、建築物及びその敷地（公共的通路等、都市計画施設用地を含む。）が適正に維持管理されるよう努めなければならない。

2 交付対象者は、建築物及びその敷地の所有権等が移転される場合に、前項の趣旨が継承されるよう努めなければならない。

(書類の様式)

第22条 この要綱に定める書類の様式は、市長が別に定める。

2 申込者及び交付対象者は、前項の書類に市長が指示する図面等を添付しなければならない。

(施行の細目)

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか，要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は，令和 8 年 1 月 30 日から施行する。